

令和7年4月度栗東市教育委員会定例会

令和7年4月30日(水)
13時30分から
於：4階第1委員会室

日程 1 開 会 宣 言

日程 2 市民憲章唱和

日程 3 議 案

議案第1号 専決処分事項の報告について
(専決処分第1号) 栗東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 専決処分事項の報告について
(専決処分第2号) 栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第3号 専決処分事項の報告について
(専決処分第3号) 栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱等の廃止について

議案第4号 栗東市立学校県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について

日程 4 教 育 長 報 告
教育長公務状況について

日程 5 報 告 事 項

- ① 各課(館・所)の4月度事業進捗状況について
- ② 児童生徒数について
- ③ 令和7年度 市内幼稚園・保育所・こども園入園申込等の状況について
- ④ 栗東市「きらりフルチャレンジ」くりちゃん市民検定の終了について

日程 6 そ の 他

- ① 各課からの報告事項について
・令和7年度生涯学習講座冊子
- ② 5月度教育委員会定例会日程について
定例会 5月29日(木) 13時30分～

日程 7 閉 会 宣 言

市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

(昭和52年1月1日制定・平成13年10月1日市制施行に伴い改正)

議案第 1 号

専決処分事項の報告について

次の事項について緊急に処理する必要があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 29 年 栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

記

専決処分第 1 号 栗東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

令和 7 年 4 月 30 日 提出

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

専決処分第 1 号

栗東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

次のとおり栗東市教育委員会公印規則（昭和 5 1 年栗東町教育委員会規則第 7 号）の一部を改正する規則については、緊急に処理する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（昭和 2 9 年栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

栗東市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

栗東市教育委員会公印規則（昭和 51 年栗東町教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

公印を使用する者（以下「公印使用者」という。）は、文書管理システム（電子計算組織を利用して文書の收受、起案、決裁、保管、保存、廃棄その他の文書管理に関する処理を総合的に行うためのシステムをいう。）により保管者又は公印取扱責任者に対して、公印を使用するための申請をしなければならない。ただし、やむを得ず後関決裁となる文書については、公印使用簿（別様式第 1 号）に記入し、承認を得て押印することができる。

第 4 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 公印使用者は、押印を必要とする文書（以下「押印文書」という。）に係る次の各号に掲げる回議書に添付する文書の種別に応じ、当該各号に定める文書を保管者又は公印取扱責任者に提示し、その承認を得て、押印しなければならない。

(1) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。） 押印文書

(2) 紙の文書 押印文書及び決裁済の当該回議書

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

栗東市教育委員会公印規則新旧対照表

現行	改正案
栗東市教育委員会公印規則 昭和51年4月23日 教委規則第7号 第1条—第3条 (略) (使用) 第4条 公印は、押印を必要とする文書に決裁文書又は証拠書類を添えて保管者又は公印取扱責任者に提示し、承認後押印しなければならない。ただし、やむを得ず後関決裁となる文書については、公印使用簿（別記様式第1号）に記入し、承認を得て押印することができる。 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 第5条—第9条 (略)	栗東市教育委員会公印規則 昭和51年4月23日 教委規則第7号 第1条—第3条 (略) (使用) 第4条 公印を使用する者（以下「公印使用者」という。）は、文書管理システム（電子計算組織を利用して文書の收受、起案、決裁、保管、保存、廃棄その他の文書管理に関する処理を総合的に行うためのシステムをいう。）により保管者又は公印取扱責任者に対して、公印を使用するための申請をしなければならぬ。ただし、やむを得ず後関決裁となる文書については、公印使用簿（別記様式第1号）に記入し、承認を得て押印することができる。 2 公印使用者は、押印を必要とする文書（以下「押印文書」という。）に係る次の各号に掲げる回議書に添付する文書の種別に応じ、当該各号に定める文書を保管者又は公印取扱責任者に提示し、その承認を得て、押印しなければならない。 (1) 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。） 押印文書 (2) 紙の文書 押印文書及び決裁済の当該回議書 3 (略) 4 (略) 5 (略) 第5条—第9条 (略)

議案第 2 号

専決処分事項の報告について

次の事項について緊急に処理する必要があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 29 年 栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

記

専決処分第 2 号 栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

令和 7 年 4 月 30 日 提出

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

専決処分第 2 号

栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について

次のとおり栗東市教育委員会事務処理規程（昭和 5 1 年栗東町教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を改正する訓令については、緊急に処理する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（昭和 2 9 年栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

栗東市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令

栗東市教育委員会事務処理規程（昭和 5 1 年栗東町教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）共通決裁事項を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）

（1） 共通決裁事項

事務 の種 類	事務	項目	決裁権者			合議先	備考
			教 育 長	部 長	課 長		
1 事 務 の 管 理	1 方針及び計画	（1） 教育委員会の基本方針及び基本計画並びにこれらに基づく実施計画の策定	○			教育総務課長 政策推進部長 （企画政策課長）	
		（2） 教育委員会の事務の処理方針及び計画の決定		○			
		（3） 課の事務の処理方針及び計画の決定			○		
		（4） 係の事務の処理方針及び計画の決定			○		
	2 事務の進行管理	（1） 教育委員会の事務の進行管理		○			
		（2） 課の事務の進行管理			○		
	3 教育委員会の予算及び決算	（1） 予算の見積書、説明書等の作成及び提出		○			

	(2) 予算執行計画書 (変更) 調書等の作成 及び提出		○		
	(3) 歳出予算の流用				別表第2
	(4) 予備費の充当申 請		○		
4 市議会の議決、承認、 認定若しくは同意又は 市議会への報告を要す る事項の決定		○		教育総務課長 総務部長(総務 課長) 総務部長 (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。
5 地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第 179条及び第180 条の規定による専決処 分の決定		○		教育総務課長 総務部長 (総務課長) (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う もの財産の取 得若しくは処 分、契約を伴 うもの又は自 動車事故の損 害賠償を伴う ものに限る。
6 規則、訓令及び要綱 の制定又は改廃	(1) 制定、改正(次 号のものを除く。)及 び廃止	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予

						算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。
		(2) 要綱改正で軽易なもの		○		
7	事務の処理基準、要領、手続等の決定	(1) 重要なもの		○		
		(2) その他のもの			○	
8	情報システムの利用による事務処理の決定	(1) 情報システムの導入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		○	政策推進部長 (情報政策課長) ○ 情報政策課長	
		(2) 情報システムのネットワーク接続の決定及び変更 ア 重要なもの イ その他のもの		○	政策推進部長 (情報政策課長) ○ 情報政策課長	
		(3) 情報システム機器及びOA機器の導入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		○	政策推進部長 (情報政策課長) ○ 情報政策課長	
2	1 国、県等に対する意	(1) 重要なもの		○	教育総務課長	

事務 の 執 行	見書、要望書等の提出 及び許認可の申請、副 申又は進達				政策推進部長 (企画政策課 長)	
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 企画政策課長	
	2 国、県、市町村その 他の公共団体及び関係 団体等との協議	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 政策推進部長 (企画政策課 長)	
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 企画政策課長	
	3 陳情、請願等の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 政策推進部長 (企画政策課 長) 総務部長 (財政課長) 市民部長 (自治振興課 長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。 市民部長 (自治振興課 長)の合議は、 自治会要望に 限る。
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 企画政策課長 財政課長 自治振興課長	財政課長の合 議は、予算(将 来の財政負担 を含む。)を 伴うものに限 る。

					自治振興課長の合議は、自治会要望に限る。
4 附属機関等に対する 諮問	(1) 重要なもの	○			
	(2) その他のもの		○		
5 儀式の決定及び国県 等の表彰に係る推薦 (職員を除く。)	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 政策推進部長 (秘書広聴課長)	
	(2) その他のもの		○		
6 法的紛争に関する処 理	(1) 訴訟の遂行方針 における基本事項の決 定	○		教育総務課長 総務部長(総務課長)	
	(2) 調停の申立て	○		教育総務課長 総務部長(総務課長)	
	(3) 仮差押、仮処分 及び支払命令の申立て ア 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長(総務課長)	
	イ その他のもの		○	教育総務課長 総務課長	
	(4) 証人、参考人等 として裁判所へ出頭す ることの決定	○		教育総務課長 総務部長(人事課長)	
7 関係法令等の違反者 に対する処分及び告発	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長(人事課長)	総務部長(人事課長)の合

の決定				課長)	議は、告発の 場合に限る。
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 人事課長	人事課長の合 議は、告発の 場合に限る。
8 審査請求等の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長(総務 課長)	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 総務課長	
9 債務保証、損失補償 (不動産の買収に伴う ものを除く。)の処理 及び損害賠償の処理	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	
10 行事、会議、説明 会及び講習会(懇談会 等を含む。)の開催、 共催及び後援の決定	(1) 重要なもの	○		教育総務課長	教育総務課長 の合議は、後 援の場合に限 る。
	(2) その他のもの		○	教育総務課長	教育総務課長 の合議は、後 援の場合に限 る。
11 業務(工事を除 く。)の委託の決定(予 定価格の決定並びに入 札参加者及び随意契約 の相手方の決定を含 む。)及び契約の締結				総務部長 (財政課長)	別表第2

1 2 業務の受託の決定 及び契約の締結	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	
1 3 申請、通知、通報、 報告、届出、催告等及 びこれらの受理	(1) 重要なもの		○		
	(2) その他のもの			○	
1 4 許可証等の交付の 決定				○	
1 5 協定の締結及び覚 書の交換	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予 算(将来の財 政負担を含 む。)を伴う ものに限る。
	(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	財政課長の合 議は、予算(将 来の財政負担 を含む。)を 伴うものに限 る。
1 6 統計及び調査の実 施、資料の収集、作成、 提出、提供及び配布並 びに刊行物の発行	(1) 重要なもの		○		
	(2) その他のもの			○	
1 7 告示、公告	(1) 重要なもの	○		教育総務課長	
	(2) その他のもの		○	教育総務課長	

	1 8 広報への掲載	(1) 重要なもの	○		政策推進部長 (シティプロモーション推進課長)		
		(2) その他のもの		○	シティプロモーション推進課長		
	1 9 事務的な照会、回答依頼等	(1) 重要なもの		○			
		(2) その他のもの			○		
	2 0 各課所管の自動車の運行管理				○		
	2 1 公印の管理				○		
	2 2 寄附金及び寄附物品の受領並びにその処分の決定				総務部長 (財政課長)	別表第 2	
3 組 織 及 び 人 事	1 組織管理	(1) 教育委員会の組織並びに部内の各職位の権限及び職員の定数に関する意見の具申		○	教育総務課長		
		(2) 所管部門の各職位の事務分担の調整 ア 課長の事務分担の調整 イ 課員の事務分担の調整			○		
						○	
	2 人事管理	(1) 所管部門の職員数についての意見具申			○	教育総務課長	
		(2) 附属機関等の委員の推薦及び就任の依					

	頼並びに任免				
	ア 附属機関	○		教育総務課長	
	イ その他のもの		○	教育総務課長	
	(3) 国、県その他の 公共団体の機関の委員 又は団体の役員の推薦 及び就任の承認				
	ア 重要なもの	○		教育総務課長	
	イ その他のもの		○	教育総務課長	
	(4) 内部連絡調整機 関の委員、幹事等の任 免		○	総務部長（人事 課長）	
	(5) 非常勤職員の任 免	○		教育総務課長	
	(6) 会計年度任用職 員の雇用及び解雇		○	教育総務課長 総務部長（人事 課長）	
	(7) 法令に基づき設 置を義務付けられてい る管理者、責任者等の 選任及び解任の決定		○	総務部長（人事 課長）	
	(8) 所属職員の職場 研修計画の決定及び実 施			○	
	(9) 派遣研修 ア 期間が30日以上 の研修、講習等への 参加決定 (ア) 課長相当職	○		総務部長（人事	

	位以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げる職位以外の役付職位及び一般職員 イ 期間が30日未満の研修、講習等への参加決定 (ア) 課長相当職位以上の役付職位 (イ) (ア)に掲げる職位以外の役付職位及び一般職員	○	○	課長) 総務課長	
		○	○	総務部長 (人事課長) ○ 総務課長	
	(10) 資格取得に係る講習等への参加の決定(対象となる講習等について、業務担当主管課でないものに参加する場合を除く。)	○	○	人事課長	
3 服務	(1) 年次有給休暇及び特別休暇(夏季厚生休暇に限る。)の承認 ア 部長相当職位 イ 課長相当職位 ウ ア及びイに掲げる職位以外の役付職位並びに一般職員	○	○		
	(2) 所属職員の時間		○		

	外勤務及び休日勤務の 命令				
	(3) 所属職員の勤務 時間休憩時間の割振り		○		
	(4) 服務に関する諸 届の受理 ア 部長相当職位 イ 課長相当職位 ウ ア及びイに掲げる 職位以外の役付職位 並びに一般職員	○	○	○	
	(5) 旅行（エ以外の 市内旅行を除く。）の 命令及び依頼並びにそ の復命の受理 ア 部長相当職位の旅 行の命令及びその復 命の受理 イ 課長相当職位並び に附属機関の委員等 の旅行の命令及びそ の復命の受理 ウ ア及びイに掲げる 職位以外の役付職位 並びに一般職 エ 附属機関の委員等 職員以外の者の旅行 の依頼及びその復命 の受理	○	○	○	教育総務課長 財政課長 教育総務課長 並びに財政課 長の合議は、 宿泊を伴う旅 行に限る。

4		(6) 海外出張の命令 及びその復命の受理	○		総務部長（人事課長）	総務部長（総務課長）の合議は、出張の命令に限る。
		(7) 育児休業の承認		○	総務部長（人事課長）	
		(8) 介護休暇の許可		○	総務部長（人事課長）	
		(9) 組合休暇の許可		○	総務部長（人事課長）	
	1 栗東市情報公開条例 （平成12年栗東町条例第4号）に基づく情報の公開請求に対する決定	(1) 特に重要なもの	○		教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(2) 重要なもの		○	教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(3) その他のもの		○	教育総務課長 総務課長	
	2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく保有個人情報の開示請求に対する決定	(1) 特に重要なもの	○		教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(2) 重要なもの		○	教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(3) その他のもの		○	教育総務課長 総務課長	
	3 収受文書の処理方針 及び処理期限の決定			○		
	4 文書の保存期間の決			○		

	定					
	5 保存文書の引継ぎの決定			○		
	6 保存文書の廃棄及び処分の決定			○		
	7 公印の使用承認			○		
	8 印刷物見積徴収の依頼			○		
5 財 産 管 理	1 不動産の買収及びこれに伴う損失補償の決定				教育総務課長 総務部長 (財政課長)	別表第2
	2 教育財産の無償による取得及び借受けの決定		○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
	3 不動産の借受けの決定				教育総務課長 総務部長 (財政課長)	別表第2
	4 教育財産の目的外使用の許可（使用料の決定を含む。）、教育財産の用途廃止及び用途変更の決定	(1) 重要なもの	○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
		(2) その他のもの		○	教育総務課長 財政課長	
	5 教育財産の所管・所属替えの決定		○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	
	6 教育の施設（附帯設備等を含む。）の使用許可及び許可の取消し	(1) 重要又は異例なもの		○		
		(2) 定例によるもの			○	
	7 教育施設での寄附募			○		

		集、広告物の掲示等の 許可及び取締り					
	8	教育財産の貸付の決 定		○			
	9	市有地と隣接地との 境界の確定			○	関係課	
6 工 事 の 施 工 等	1	事業要望地区（事業 箇所施工箇所）の選定 （決定）	（1） 主要事業に係る もの	○		政策推進部長 （企画政策課 長） 総務部長（財政 課長）	
			（2） その他のもの		○	企画政策課長 財政課長	
	2	事業計画の認可（事 業採択）についての国 への申請		○		政策推進部長 （企画政策課 長） 総務部長（財政 課長）	
	3	工事の設計内容及び 施工の決定（工事の設 計変更を含む。）					別表第2
	4	工事に係る業務（内 容の変更を含む。）の 委託の決定（予定価格 の決定並びに入札参加 者及び随意契約の相手 方の決定を含む。）					別表第2
	5	工事の起工の決定					別表第2
	6	材料の検査、コンク			○		

	リート及び鉄筋の強度試験並びに機械類、ボイラー、水そう、油そう等の検査結果の確認					
	7 工事に係る各種届出の受理等			○		
	8 随意契約の相手方の決定					別表第2
	9 変更契約の決定					別表第2
	10 工事の期間の変更の決定					別表第2
	11 業務担当課に対する工事等の施工の依頼及び受諾の決定			○		
	12 検査復命の確認					別表第2
7 経 費 の 支 弁	1 負担金（会議、研修等の参加負担金を除く。）、補助金、交付金、貸付金の交付、貸付け若しくは支出の決定若しくは取消し又は返還命令等及び補助事業等の実績報告の受理				総務部長 （財政課長）	別表第2
	2 扶助費の支出の決定			○		
	3 寄附金の支出の決定		○		総務部長 （財政課長）	
	4 投資金、出資金及び預託金の支出の決定 （契約の締結及び覚書			○	総務部長 （財政課長）	

		の交換を含む。)						
		5 支出、戻入及び振替 の命令並びに資金前 渡、概算払及び前金払 の精算の命令				○		
		6 収入金の過誤納金の 還付及び過誤還付加算 金の支出の決定				○		
		7 その他の経費の支出 の決定						別表第 2
8		1 収入・調定						別表第 2
収		2 不納欠損処分の決定		○			総務部長 (財政課長)	
入		3 減免、納期限の変更、 徴収猶予及び還付の決 定	(1) 法令、条例、規 則、要綱等に明記され ていないもの		○		総務部長 (財政課長)	
関			(2) 法令、条例、規 則、要綱等に明記され ているもの			○		
係		4 徴収の決定(調定、 賦課及び更正の決定を 含む。)				○		
		5 滞納処分の決定(市 税に係るものを除く。)			○			
		6 負担金、補助金、交 付金、措置費等の国又 は県に対する交付申請 及び交付請求の決定	(1) 交付申請		○			100万円未 満の場合は、 課長とする。
			(2) 交付請求			○		
		7 入札保証金及び契約				○	財政課長	

	保証金の減免の決定					
8	過誤納金の還付・充 当（相殺を含む。）の 決定			○		
9	納入通知書の発行及 び納入通知書又は督促 状等の公示送達			○		
10	督促状の発行			○		

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

栗東市教育委員会事務処理規程新旧対照表

現行				改正案							
○栗東市教育委員会事務処理規程 昭和51年5月4日 教育長訓令第1号 第1条—第8条（略） 附 則 （略） 別表第1（第4条関係） （1） 共通決裁事項				○栗東市教育委員会事務処理規程 昭和51年5月4日 教育長訓令第1号 第1条—第8条（略） 附 則 （略） 別表第1（第4条関係） （1） 共通決裁事項							
事務の 種類	事務	項目	決裁権者 教育部長	合議先	備考	事務の 種類	事務	項目	決裁権者 教育部長	合議先	備考
1 事務の 管理	1 方針及び計画	(1) 教育委員会 の基本方針及び 基本計画並びに これらに基づく 実施計画の策定	○	教育総務課 長 政策推進部 長（ <u>地方創 生企画課</u> 長）		1 事務の 管理	1 方針及び計画	(1) 教育委員会 の基本方針及び 基本計画並びに これらに基づく 実施計画の策定	○	教育総務課 長 政策推進部 長（ <u>企画政 策課長</u> ）	
		(2) 教育委員会 の事務の処理方 針及び計画の決 定	○					(2) 教育委員会 の事務の処理方 針及び計画の決 定	○		

	(3) 課の事務の 処理方針及び計 画の決定	○			
	(4) 係の事務の 処理方針及び計 画の決定	○			
2 事務の進行管 理	(1) 教育委員会 の事務の進行管 理	○			
	(2) 課の事務の 進行管理	○			
3 教育委員会の 予算及び決算	(1) 予算の見積 書、説明書等の作 成及び提出	○			
	(2) 予算執行計 画書(変更)調書 等の作成及び提 出	○			
	(3) 歳出予算の 流用				別表第2
	(4) 予備費の充 当申請	○			
4 市議会の議決、 承認、認定若しく は同意又は市議 会への報告を要		○		教育総務課 長 総務部長 (総務課)	総務部長 (財政課 長)の合議 は、予算

	(3) 課の事務の 処理方針及び計 画の決定	○			
	(4) 係の事務の 処理方針及び計 画の決定	○			
2 事務の進行管 理	(1) 教育委員会 の事務の進行管 理	○			
	(2) 課の事務の 進行管理	○			
3 教育委員会の 予算及び決算	(1) 予算の見積 書、説明書等の作 成及び提出	○			
	(2) 予算執行計 画書(変更)調書 等の作成及び提 出	○			
	(3) 歳出予算の 流用				別表第2
	(4) 予備費の充 当申請	○			
4 市議会の議決、 承認、認定若しく は同意又は市議 会への報告を要		○		教育総務課 長 総務部長 (総務課)	総務部長 (財政課 長)の合議 は、予算

する事項の決定	長	(将来の 財政負担 を含む。) を伴うも のに限る。
5 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条及び第180条の規定による専決処分の決定	教育総務課長 総務部長 (総務課長) (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予算 (将来の 財政負担 を含む。) を伴うも の財産の 取得若し くは処分、 契約を伴 うもの又 は自動車 事故の損 害賠償を 伴うもの に限る。
6 規則、訓令及び要綱の制定又は改廃	教育総務課長 総務部長	総務部長 (財政課長) の合議

する事項の決定	長	(将来の 財政負担 を含む。) を伴うも のに限る。
5 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条及び第180条の規定による専決処分の決定	教育総務課長 総務部長 (総務課長) (財政課長)	総務部長 (財政課長) の合議は、予算 (将来の 財政負担 を含む。) を伴うも の財産の 取得若し くは処分、 契約を伴 うもの又 は自動車 事故の損 害賠償を 伴うもの に限る。
6 規則、訓令及び要綱の制定又は改廃	教育総務課長 総務部長	総務部長 (財政課長) の合議

			(財政課 長)	は、予算 (将来の 財政負担 を含む。)を 伴うもの に限る。
	(2) 要綱改正で 軽易なもの	○		
	(1) 重要なもの	○		
	(2) その他のもの	○		
7 事務の処理基準、要領、手続等の決定				
8 情報システムの利用による事務処理の決定	(1) 情報システムの導入決定 ア 重要なもの イ その他のもの		政策推進部 長 (情報政策 課長) ○ 情報政策課 長	
	(2) 情報システムのネットワー ク接続の決定及び変更 ア 重要なもの	○		政策推進部 長 (情報政策

					教育総務課長 企画政策課長	
	(2) その他のもの	○			教育総務課長 政策推進部長 企画政策課長 総務部長 (財政課長) 市民部長 (自治振興課長)	総務部長 (財政課長)の合議は、予算(将来の)財政負担を含む。)を伴うものに限る。市民部長(自治振興課長)の合議は、自治会要望に限る。
3 陳情、請願等の処理	(1) 重要なもの	○			教育総務課長 企画政策課長 財政課長 自治振興課長	総務部長 (財政課長)の合議は、予算(将来の)財政負担を含む。)を伴うものに限る。
	(2) その他のもの	○			教育総務課長 企画政策課長 財政課長 自治振興課長	総務部長 (財政課長)の合議は、予算(将来の)財政負担を含む。)を伴うものに限る。

					限る。 自治振興 課長の合 議は、自治 会要望に 限る。
4	附属機関等に 対する諮問	(1) 重要なもの	○		
		(2) その他のもの	○		
5	儀式の決定及び 国県等の表彰 に係る推薦（職員 を除く。）	(1) 重要なもの	○		教育総務課 長 <u>政策推進部</u> 長（秘書広 聴課長）
		(2) その他のもの	○		
6	法的紛争に関 する処理	(1) 訴訟の遂行 方針における基 本事項の決定	○		教育総務課 長 総務部長 （総務課 長）
		(2) 調停の申立 て	○		教育総務課 長 総務部長 （総務課 長）

	7 関係法令等の違反者に対する処分及び告発の決定	(3) 仮差押、仮処分及び支払命令の申立て ア 重要なもの イ その他のもの	○	教育総務課長 総務部長(総務課長) 教育総務課長 総務課長	
	7 関係法令等の違反者に対する処分及び告発の決定	(4) 証人、参考人等として裁判所へ出頭することの決定 (1) 重要なもの (2) その他のもの	○	教育総務課長 総務部長(人事課長) 教育総務課長 総務部長(人事課長) 教育総務課長 人事課長	総務部長(人事課長)の合議は、告発の場合に限る。 人事課長の合議は、告発の場合に限る。

8 審査請求等の 処理	(1) 重要なもの		教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
9 債務保証、損失 補償（不動産の買 収に伴うものを 除く。）の処理及 び損害賠償の処 理	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
10 行事、会議、 説明会及び講習 会（懇談会等を含 む。）の開催、共 催及び後援の決 定	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	

8 審査請求等の 処理	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
9 債務保証、損失 補償（不動産の買 収に伴うものを 除く。）の処理及 び損害賠償の処 理	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
10 行事、会議、 説明会及び講習 会（懇談会等を含 む。）の開催、共 催及び後援の決 定	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	
	(1) 重要なもの	○	教育総務課 長	
	(2) その他のもの	○	教育総務課 長	

1 1 業務（工事を除く。）の委託の決定（予定価格の決定並びに入札参加者及び随意契約の相手方の決定を含む。）及び契約の締結	総務部長（財政課長）	別表第2			
1 2 業務の受託の決定及び契約の締結	教育総務課長 総務部長（財政課長）		(1) 重要なもの	○	
(2) その他のもの	教育総務課長 財政課長			○	
1 3 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理			(1) 重要なもの	○	
(2) その他のもの				○	
1 4 許可証等の交付の決定				○	
1 5 協定の締結及び覚書の交換	教育総務課長 総務部長（財政課長）	総務部長（財政課長）の合議は、予算	(1) 重要なもの	○	

1 1 業務（工事を除く。）の委託の決定（予定価格の決定並びに入札参加者及び随意契約の相手方の決定を含む。）及び契約の締結	総務部長（財政課長）	別表第2			
1 2 業務の受託の決定及び契約の締結	教育総務課長 総務部長（財政課長）		(1) 重要なもの	○	
(2) その他のもの	教育総務課長 財政課長			○	
1 3 申請、通知、通報、報告、届出、催告等及びこれらの受理			(1) 重要なもの	○	
(2) その他のもの				○	
1 4 許可証等の交付の決定				○	
1 5 協定の締結及び覚書の交換	教育総務課長 総務部長（財政課長）	総務部長（財政課長）の合議は、予算	(1) 重要なもの	○	

34

		(2) その他の の	○		シンディプロ モーション 推進課長	オン推進課 長)
1 9 事務的な照 会、回答依頼等		(1) 重要なもの (2) その他の の	○			
2 0 各課所管の 自動車の運行管 理			○			
2 1 公印の管理			○			
2 2 寄附金及び 寄附物品の受領 並びにその処分 の決定					総務部長 (財政課 長)	別表第 2
3 組 組織管理 及び人 事	3 組 組織管理 及び人 事	(1) 教育委員会 の組織並びに部 内の各職位の権 限及び職員の数 に関する意見 の具申 (2) 所管部門の 各職位の事務分 担の調整 ア 課長の事務	○		教育総務課 長	

36

事等の任免		長)		事等の任免		長)	
(5) 非常勤職員 の任免	○	教育総務課 長		(5) 非常勤職員 の任免	○	教育総務課 長	
(6) 会計年度任用 職員の雇用及び解雇	○	教育総務課 長 総務部長 (人事課 長)		(6) 会計年度任用 職員の雇用及び解雇	○	教育総務課 長 総務部長 (人事課 長)	
(7) 法令に基づ き設置を義務付 けられている管 理者、責任者等 の選任及び解任の 決定	○	総務部長 (人事課 長)		(7) 法令に基づ き設置を義務付 けられている管 理者、責任者等 の選任及び解任の 決定	○	総務部長 (人事課 長)	
(8) 所属職員の 職場研修計画の 決定及び実施	○			(8) 所属職員の 職場研修計画の 決定及び実施	○		
(9) 派遣研修 ア 期間が30 日以上の研修、 講習等への参 加決定 (ア) 課長相 当職位以上 の役付職位 (イ) (ア)	○	総務部長 (人事課 長) 総務課長		(9) 派遣研修 ア 期間が30 日以上の研修、 講習等への参 加決定 (ア) 課長相 当職位以上 の役付職位 (イ) (ア)	○	総務部長 (人事課 長) 総務課長	

	に掲げる職位以外の役付職位及び一般職員 イ 期間が30日未満の研修、講習等への参加決定 (ア) 課長相当職位以上の役付職位 (イ) (ア) に掲げる職位以外の役付職位及び一般職員	○	総務部長 (人事課長) ○総務課長		に掲げる職位以外の役付職位及び一般職員 (10) 資格取得に係る講習等への参加の決定(対象となる講習等について、業務担当主管課でないものに参加する場合を除く。)	○	人事課長		
3 服務	(1) 年次有給休暇及び特別休暇			3 服務	(1) 年次有給休暇及び特別休暇				

[illegible]

4 文 書 管 理 等	1 栗東市情報公開条例（平成12年栗東町条例第4号）に基づく情報の公開請求に対する決定	(6) 海外出張の命令及びその復命の受理	○	総務部長（人事課長）	総務部長（総務課長）の合議は、出張の命令に限る。
		(7) 育児休業の承認	○	総務部長（人事課長）	
		(8) 介護休業の許可	○	総務部長（人事課長）	
		(9) 組合休暇の許可	○	総務部長（人事課長）	
		(1) 特に重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（総務課長）	
4 文 書 管 理 等	1 栗東市情報公開条例（平成12年栗東町条例第4号）に基づく情報の公開請求に対する決定	(2) 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(3) その他のもの	○	教育総務課	
		(6) 海外出張の命令及びその復命の受理	○	総務部長（人事課長）	総務部長（総務課長）の合議は、出張の命令に限る。
		(7) 育児休業の承認	○	総務部長（人事課長）	
		(8) 介護休業の許可	○	総務部長（人事課長）	
4 文 書 管 理 等	1 栗東市情報公開条例（平成12年栗東町条例第4号）に基づく情報の公開請求に対する決定	(9) 組合休暇の許可	○	総務部長（人事課長）	
		(1) 特に重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(2) 重要なもの	○	教育総務課長 総務部長（総務課長）	
		(3) その他のもの	○	教育総務課	
		(6) 海外出張の命令及びその復命の受理	○	総務部長（人事課長）	総務部長（総務課長）の合議は、出張の命令に限る。

	の		長	
2 個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求に対する決定	(1) 特に重要なもの	○	長 総務課長 教育総務課長 総務部長 (総務課長)	
	(2) 重要なもの	○	長 教育総務課長 総務部長 (総務課長)	
	(3) その他のもの	○	長 教育総務課長 総務課長	
3 收受文書の処理方針及び処理期限の決定		○		
4 文書の保存期間の決定		○		
5 保存文書の引継ぎの決定		○		
6 保存文書の廃棄及び処分の決定		○		
7 公印の使用承認		○		

5 財産管理	8 印刷物見積徴収の依頼						○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)	別表第2	
	1 不動産の買収及びこれに伴う損失補償の決定								教育総務課長 総務部長 (財政課長)		
	2 教育財産の無償による取得及び借受けの決定						○		教育総務課長 総務部長 (財政課長)		
	3 不動産の借受けの決定								教育総務課長 総務部長 (財政課長)	別表第2	
	4 教育財産の目的外使用の許可(使用料の決定を含む。)、教育財産の用途廃止及び用途変更の決定						○	(1) 重要なもの	教育総務課長 総務部長 (財政課長)		
								(2) その他のもの	教育総務課長 財政課長		

5	教育財産の所 管・所属替えの決 定	○	教育総務課 長 総務部長 (財政課 長)	
6	教育の施設 (附 帯設備等を含 む。)の使用許可 及び許可の取消 し	○	(1) 重要又は異 例なもの (2) 定例による もの	
7	教育施設での 寄附募集、広告物 の掲示等の許可 及び取締り	○		
8	教育財産の貸 付の決定	○		
9	市有地と隣接 地との境界の確 定	○	関係課	
6	工事の 施工等			
1	事業要望地区 (事業箇所施工 箇所)の選定 (決 定)	○	政策推進部 長 (企画政 策課長) 総務部長 (財政課 長)	
	(1) 主要事業に 係るもの			
	(2) その他のも	○	企画政策課	

の		長	の		長
2	事業計画の認可（事業採択）についての国への申請	財政課長 政策推進部長（政策調整課長） 総務部長（財政課長）	○		財政課長 政策推進部長（企画政策課長） 総務部長（財政課長）
3	工事の設計内容及び施工の決定（工事の設計変更を含む。）	別表第2			別表第2
4	工事に係る業務（内容の変更を含む。）の委託の決定（予定価格の決定並びに入札参加者及び随意契約の相手方の決定を含む。）	別表第2			別表第2
5	工事の起工の決定	別表第2			別表第2
6	材料の検査、コンクリート及び鉄筋の強度試験並びに機械類、ボ		○		

[illegible]

助事業等の実績 報告の受理					助事業等の実績 報告の受理				
2 扶助費の支出 の決定				○					
3 寄附金の支出 の決定			○		総務部長 (財政課 長)				
4 投資金、出資金 及び預託金の支 出の決定 (契約の 締結及び覚書の 交換を含む。)			○		総務部長 (財政課 長)				
5 支出、戻入及び 振替の命令並び に資金前渡、概算 払及び前金払の 精算の命令				○					
6 収入金の過誤 納金の還付及び 過誤還付加算金 の支出の決定				○					
7 その他の経費 の支出の決定								別表第2	
8 収入・調定								別表第2	
収入関係			○		総務部長 (財政課 長)				

3	減免、納期限の変更、徴収猶予及び還付の決定	(1) 法令、条例、規則、要綱等に明記されていないもの (2) 法令、条例、規則、要綱等に明記されているもの	○ ○	総務部長 (財政課長)	
4	徴収の決定(調定、賦課及び更正の決定を含む。)		○		
5	滞納処分の決定(市税に係るものを除く。)		○		
6	負担金、補助金、交付金、措置費等の国又は県に対する交付申請及び交付請求の決定	(1) 交付申請 (2) 交付請求	○ ○		100万円未満の場合は、課長とする。
7	入札保証金及び契約保証金の減免の決定		○	財政課長	
8	過誤納金の還付・充当(相殺を		○		

議案第 3 号

専決処分事項の報告について

次の事項について緊急に処理する必要があったので、教育長に対する事務委任規則（昭和 29 年栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったから、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求める。

記

専決処分第 3 号 栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱等を廃止する告示

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成 23 年栗東市教育委員会告示第 4 号）
- (2) 栗東市就学援助費給付要綱（平成 29 年栗東市教育委員会告示第 19 号）
- (3) 栗東市就学援助費受給者特別給付金給付要綱（令和 2 年栗東市教育委員会告示第 7 号）

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 30 日 提出

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

専決処分第 3 号

栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱等を廃止する告示について

次のとおり栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱等を廃止する告示については、緊急に処理する必要があるので、教育長に対する事務委任規則（昭和 29 年栗東町教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により専決処分する。

栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱等を廃止する告示

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 栗東市特別支援教育就学奨励費給付要綱（平成 23 年栗東市教育委員会告示第 4 号）
- (2) 栗東市就学援助費給付要綱（平成 29 年栗東市教育委員会告示第 19 号）
- (3) 栗東市就学援助費受給者特別給付金給付要綱（令和 2 年栗東市教育委員会告示第 7 号）

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

議案第4号

栗東市立学校県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定について

栗東市立学校県費負担教職員の訓告等取扱規程を次のように制定したい。

令和 7年 4月30日 提出

栗東市教育委員会教育長 今 井 義 尚

栗東市立学校県費負担教職員の訓告等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、栗東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に属する県費負担教職員（以下「教職員」という。）に服務上の非行行為（以下「非行行為」という。）があった場合において、当該非行行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該教職員に非行行為に対する責任を自覚させ、今後の職務遂行の改善向上を図ることを目的とし、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第1項の規定に基づく監督上の指導措置として行う訓告、厳重注意及び注意（以下「訓告等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(報告義務)

第2条 教職員に非行行為があったと認められた場合、当該教職員の所属する学校の校長は、速やかに栗東市立学校の管理運営に関する規則（平成13年栗東市教育委員会規則第7号）第29条の規定により教育委員会へ報告するものとする。

(訓告等)

第3条 訓告は、教職員の非行行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重いと認められる場合に行うものとする。

2 厳重注意は、教職員の非行行為の程度が前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

3 注意は、教職員の非行行為の程度が前項に規定する厳重注意を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

(訓告等の決定)

第4条 教育委員会は、栗東市立学校県費負担教職員指導措置審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会において応分の措置を審査し、その審査結果を教育委員会に報告させるものとする。ただし、任命権者による審査が行われた場合は、その限りでない。

2 審査会は、次の者により編成する。

会 長	教育部長
副会長	教育総務課長
委 員	学校教育課長
	学校教育課参事
	教育総務課総務係長

3 訓告を行うに当たっては、審査会の意見を教育委員会に諮り決定するものとする。

4 厳重注意及び注意を行うに当たっては、前条第2項及び第3項の規定により教育長が判断し、決定するものとする。

(訓告等の方法)

第5条 訓告は、当該職員等に対し、訓告書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

2 厳重注意は、当該職員に対し、厳重注意書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

3 注意は、当該職員に対し、口頭で行うものとする。

(訓告等を行う者)

第6条 訓告等は、教育長がこれを行う。

(訓告等記録簿)

第7条 訓告等を行ったときは、訓告等記録簿（別記様式第3号）に必要な事項を記録して管理するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

教育長 公 務 状 況

月 日	事 業 内 容
4月 1日 (火)	・ 新任式 ・ 教育委員会臨時会 ・ 新規採用教職員辞令交付式ならびに県費教職員新任式
4月 3日 (木)	・ 校園長会、校長会
4月 4日 (金)	・ 臨時教頭会
4月 9日 (水)	・ 小学校入学式 ・ 中学校入学式
4月 10日 (木)	・ 幼稚園入園式
4月 14日 (月)	・ 滋賀県教育行政重点施策説明会
4月 24日 (木)	・ 議会説明会
4月 24日 (木) ～ 4月 25日 (金)	・ 近畿都市教育長協議会定期総会 (米原市)

報告事項 ①

各課（館・所）の4月度事業進捗について

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育総務課

月 日	事 業 内 容
4 月 1 4 日（月）	・ 滋賀県教育行政重点施策説明会
4 月 3 0 日（水）	・ 教育委員会定例会

☆令和6年度工事（主なもの）

○栗東西中学校大規模改造工事（Ⅰ期工事）

事業費 214,637千円

防水改修、外壁改修、内部改修、電気設備改修、機械設備改修

工期	契約締結日～令和7年3月31日											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計 画	-	審査会	→	仮契約	→	契約議決	工事着工	→	→	→	→	I期終了
進 捗	-	審査会	入札公告	仮契約	→	契約議決	工事着工	→	受水槽工事	受水槽工事	受水槽工事・仮設工事	内部改修

↑受水槽工事・仮設工事

○栗東西中学校大規模改造工事（Ⅱ期工事）

事業費 536,593千円（Ⅰ期、Ⅱ期全体）

工期	契約締結日～令和7年3月31日											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計 画	Ⅱ期スタート											
進 捗	トイレ改修・防水改修											

↑トイレ改修・防水改修

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校給食共同調理場

月 日	事 業 内 容
4 月 1 1 日 (金)	・ 給食事務担当者会議 ・ 害虫駆除
4 月 1 4 日 (月)	・ 給食開始 ・ 給食物資入札・選定
4 月 1 5 日 (火)	・ 給食主任会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

学校教育課

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日 (火)	・ 臨時校長会
4 月 3 日 (木)	・ 校園長会、校長会
4 月 4 日 (金)	・ 臨時教頭会
4 月 10 日 (木)	・ 教務主任会
4 月 11 日 (金)	・ 養護教諭部会
4 月 14 日 (月)	・ 市教育研究会・準隣保館会議
4 月 15 日 (火)	・ 特別支援教育 Co 会
4 月 16 日 (水)	・ 市教育研究会
4 月 17 日 (木)	・ 十里同和教育担当者会議
4 月 22 日 (火)	・ 生徒指導主事主任会
4 月 24 日 (木)	・ 児童生徒支援主任会
4 月 28 日 (月)	・ 定例校長会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

教育研究所

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日 (火)	・ 新規採用教職員辞令交付式ならびに県費教職員新任式
4 月 3 日 (木)	・ 校園長会、校園長会
4 月 7 日 (月)	・ 調査研究打合せ
4 月 10 日 (木)	・ 教務主任会
4 月 11 日 (金)	・ 夏期研修打合せ
4 月 16 日 (水)	・ 調査研究打合せ
4 月 17 日 (木)	・ 夏期研修打合せ
4 月 28 日 (月)	・ 調査研究打合せ

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

人権擁護課

日 月	事 業 内 容
4月16日(水)	・就労相談連絡会議 ・準隣保館会議
4月17日(木)	・十里地域部落差別解消教育担当者会議
4月18日(金)	・大津市人権擁護委員協議会総会 ・市町人権・同和行政主管課長、人権・同和教育主管課長および地域総合センター長合同会議
4月21日(月)	・栗東市人権・同和教育推進協議会会計監査 ・人権の花運動打合せ(治田東小学校)
4月22日(火)	・栗東西中人権教育地域ネット協議会第1回事務局会議
4月24日(木)	・湖南地区職業対策連絡協議会：総会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

生涯学習課 自然観察の森 少年センター

月 日	事 業 内 容
4 月 3 日 (木)	・ 栗東市青少年育成市民会議会計監査 ・ 少年補導委員会監査
4 月 7 日 (月)	・ やまのこ事業説明会 (学校対象) ・ 街頭補導 (防犯パトロール車)
4 月 9 日 (水)	・ 栗東市青少年育成市民会議白ポスト回収
4 月 10 日 (木)	・ 自然観察の森定例会 (4 月) ・ 栗東市少年補導委員会本部会・幹事会
4 月 13 日 (日)	・ ミニクラフト、自然観察会
4 月 14 日 (月)	・ 大宝東放課後子ども教室スタッフ会議 ・ 治田放課後子ども教室スタッフ会議
4 月 16 日 (水)	・ 栗東市青少年育成市民会議4 役会 ・ 大宝放課後子ども教室スタッフ会議
4 月 17 日 (木)	・ 街頭補導 (防犯パトロール車)
4 月 18 日 (金)	・ やまのこ事業地域サポーター会議
4 月 20 日 (日)	・ 親子観察会
4 月 23 日 (水)	・ 栗東市青少年育成市民会議幹事会
4 月 24 日 (木)	・ 治田東放課後子ども教室スタッフ会議 ・ 街頭補導 (防犯パトロール車)
4 月 27 日 (日)	・ 自然観察会

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

スポーツ・文化振興課

月 日	事 業 内 容
4月10日(木)	・スポーツ推進委員委嘱状交付式・スポーツ推進委員協議会定例会

歴史民俗博物館

月 日	事 業 内 容
3月 8日(土) ～ 5月11日(日)	・小地域展「目川の歴史と文化」
3月 8日(土) ～ 5月11日(日)	・栗東市内発掘調査成果展「レトロ・レトロの展覧会」 (共催：公益財団法人滋賀県文化財保護協会)
4月12日(土)	・栗東市内発掘調査成果展「レトロ・レトロの展覧会」関連企画 展覧会関連講座及び展示解説会 (共催：公益財団法人滋賀県文化財保護協会)
4月19日(土)	・博物館講座「かまどめしを炊こう!!」 ・小地域展「目川の歴史と文化」展示解説会
4月20日(日)	・市民学芸員の会 輪読会予習の会
4月27日(日)	・市民学芸員の会 輪読会 ・栗東市内発掘調査成果展「レトロ・レトロの展覧会」関連企画 市内発掘調査速報講座及び展示解説会 (共催：公益財団法人滋賀県文化財保護協会)

※予定

5月29日(木) 薪の安定供給に向けた協定調印式

(相手：金勝生産森林組合、(株)しびりこ)

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

国スポ・障スポ推進課

月 日	事 業 内 容
3月25日(火) ～4月18日(金)	・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市 炬火についての展示
4月 3日(木) ～4月 5日(土)	・JLPGAステップ・アップ・ツアー YANMAR HANASAKA Ladies Golf Tournament
4月15日(火)	・滋賀県ゴルフ連盟および国スポゴルフ競技開催3市合同会議
4月26日(土)	・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市炬火イベント

※予定

5月2日(金) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 栗東市実行委員会 第3回総会

5月8日(木) 栗東ロータリークラブ例会にて卓話

5月10日(土)
～5月11日(日) わた SHIGA 輝くデモンストレーションスポーツ ビリヤード競技

5月17日(土)
～5月25日(日) 「栗東市出土文化財センター春の公開 2025」にて啓発物設置

5月25日(日) わた SHIGA 輝くデモンストレーションスポーツ スポーツチャンバラ競技

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

幼児課兼学校教育課（幼稚園担当）

月 日	事 業 内 容
4 月 1 日（火）	・ 保育園籍保育開始
4 月 3 日（木）	・ 校園長会・公立園長会
4 月 4 日（金）	・ 給食事務担当者会議
4 月 8 日（火）	・ 幼稚園籍保育開始 ・ 合同園長会
4 月 9 日（水）	・ 看護師会議
4 月 10 日（木）	・ 入園式（公立園）
4 月 11 日（金）	・ 合同主任会
4 月 15 日（火）	・ 特別支援コーディネーター会議
4 月 16 日（水）	・ 家庭支援（地域連携）推進担当者連絡会
4 月 21 日（月）	・ 就学支援担当者会
4 月 28 日（月）	・ 特別支援教育研修会

※予定

5 月 31 日（土）りっとう de 保育のおしごとフェア

時間：13：00～15：00 場所：さきら 小ホール

4 月 度 事 業 進 捗 状 況

図書館

1. 事業・行事

日付	事業・行事	移動図書館
4月 5日 (土)	おはなしタイム (西館)	
4月 12日 (土)	おはなしタイム 0～2歳向け (本館)	
4月 13日 (日)	おはなしタイム 3歳以上向け (本館)	
4月 17日 (木)	大宝東児童館 配本	
4月 18日 (金)		金勝こども園 金勝第2保育園
〃	出前☆としょかん (ゆうあい子ども☆カレー食堂) (配本)	
4月 19日 (土)	おはなし会 (西館) おはなしグループタンタン	
4月 25日 (金)		葉山幼稚園
〃	マンホールカード配布	
4月 26日 (土)	おはなし会 (本館) りっとうおはなしグループ めるへん	

<今月のテーマ展示>

一般(本館)「新生活をちょっとよくする」家事やビジネスマナーなど、新生活のヒントになる本の展示
 (西館)「働くヒトたち」様々な職業で活躍する人の本や、職場を舞台にした小説などの展示
 児童(両館)「がっこうへいこう！」新学期に向け学校にまつわる絵本や物語を展示

統計 3月

①貸出人数及び貸出冊数

年度	貸出人数				貸出冊数				開館日数
	本館	西館	移動図書館	合計	本館	西館	移動図書館	合計	
R 5	4,897	3,540	116	8,553	28,420	14,534	118	43,072	21
R 6	4,807	3,360	312	8,479	27,729	12,896	349	40,974	20

②予約

年度	自 館				他 館				不可	合計
	窓口	OPAC	WEB	購入	県立	県内	県外	国会		
R 5	871	802	3,256	119	198	87	5	0	2	5,340
R 6	794	718	3,111	85	202	66	5	0	6	4,987

③図書収集

単位 冊

	一般図書	児童図書	小林文庫	小 計
4月	580	177	31	788
5月	735	25	76	836
6月	546	38	84	668
7月	621	63	146	830
8月	531	32	57	620
9月	453	13	16	482
10月	818	306	16	1140
11月	1039	81	41	1161
12月	746	40	128	914
1月	682	227	0	909
2月	567	184	9	769
3月	591	131	0	717
合計	7909	1317	604	9830

報告事項② 1. 児童生徒数状況調査

★令和6年度(3月管理報告).xlsx
栗東市教育委員会

(4月1日現在)

校種	学校名	性	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合 計	昨年度4月	増 減
小 学 校	金勝小	男	21	24	24	28	18	26	16	157	171	-14
		女	20	13	16	26	24	22	7	128	141	-13
		計	41	37	40	54	42	48	23	285	312	-27
		学級	2	2	2	2	2	2	6	18	18	0
	葉山小	男	32	27	23	21	38	34	11	186	186	0
		女	26	30	25	24	33	35	7	180	195	-15
		計	58	57	48	45	71	69	18	366	381	-15
		学級	2	2	2	2	3	2	5	18	19	-1
	葉山東小	男	39	57	40	40	45	49	13	283	282	1
		女	40	49	50	39	39	44	4	265	261	4
		計	79	106	90	79	84	93	17	548	543	5
		学級	3	4	3	3	3	3	4	23	21	2
	治田小	男	87	69	64	63	48	55	30	416	376	40
		女	74	62	64	72	66	58	11	407	390	17
		計	161	131	128	135	114	113	41	823	766	57
		学級	5	4	4	4	4	4	6	31	29	2
	治田東小	男	33	39	19	32	36	29	11	199	202	-3
		女	32	25	34	31	38	28	9	197	204	-7
		計	65	64	53	63	74	57	20	396	406	-10
		学級	2	2	2	2	3	2	4	17	18	-1
	治田西小	男	27	38	39	47	49	43	13	256	267	-11
		女	31	33	32	41	37	41	4	219	223	-4
		計	58	71	71	88	86	84	17	475	490	-15
		学級	2	3	3	3	3	3	3	20	20	0
	大宝小	男	30	44	46	41	46	59	13	279	292	-13
		女	28	35	42	46	33	44	4	232	251	-19
		計	58	79	88	87	79	103	17	511	543	-32
		学級	2	3	3	3	3	3	3	20	21	-1
	大宝東小	男	27	26	31	21	29	26	7	167	164	3
		女	31	22	32	34	41	24	4	188	187	1
		計	58	48	63	55	70	50	11	355	351	4
		学級	2	2	2	2	2	2	3	15	14	1
	大宝西小	男	15	25	32	35	28	37	11	183	207	-24
		女	27	21	28	24	29	33	4	166	165	1
		計	42	46	60	59	57	70	15	349	372	-23
		学級	2	2	2	2	2	2	4	16	16	0
	小計A	男	311	349	318	328	337	358	125	2126	2147	-21
		女	309	290	323	337	340	329	54	1982	2017	-35
		計	620	639	641	665	8	687	179	4108	4164	-56
		学級	22	24	23	23	25	23	38	178	176	2
中 学 校	栗東中	男	105	120	116				22	363	373	-10
		女	114	116	106				9	345	327	18
		計	219	236	222				31	708	700	8
		学級	7	7	7				5	26	25	1
	葉山中	男	64	74	73				11	222	218	4
		女	66	88	64				4	222	218	4
		計	130	162	137				15	444	436	8
		学級	4	5	4				3	16	15	1
	栗東西中	男	133	149	129				14	425	436	-11
		女	125	141	134				7	407	451	-44
		計	258	290	263				21	832	887	-55
		学級	8	9	8				6	31	33	-2
	小計B	男	302	343	318				47	1010	1027	-17
		女	305	345	304				20	974	996	-22
		計	607	688	622				67	1984	2023	-39
		学級	19	21	19				14	73	73	0
合 計(小計A+B)										6092	6187	-95

令和7年度 栗東市保育園・幼稚園・幼児園・こども園 園児数・クラス数

2025.4/1時点

園 名		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年度4月	増減
金勝こども園	保育短・標準時間課程	3	10	19	25	22	21	100	81	19
	教育標準時間課程				15	23	13	51	57	-6
	クラス数	1	1	1	3	2	2	10	9	1
葉山幼児園	保育短・標準時間課程		14	20	24	32	30	120	118	2
	教育標準時間課程				25	32	21	78	84	-6
	クラス数		1	1	2	3	3	10	11	-1
葉山東幼児園	保育短・標準時間課程		15	19	23	34	33	124	116	8
	教育標準時間課程				20	25	39	84	106	-22
	クラス数		1	1	2	3	3	10	12	-2
治田東こども園	保育短・標準時間課程	3	9	20	28	25	29	114	118	-4
	教育標準時間課程				17	16	9	42	58	-16
	クラス数	1	1	1	3	2	2	10	9	1
治田西幼児園	保育短・標準時間課程		10	16	19	30	17	92	84	8
	教育標準時間課程				31	15	19	65	61	4
	クラス数		1	1	3	2	2	9	8	1
金勝第2保育園	保育短・標準時間課程		8	10	11	10	10	49	61	-12
	クラス数		1	1	1	1		4	5	-1
治田保育園	保育短・標準時間課程		15	19	30	28	28	120	128	-8
	クラス数		1	1	2	1	1	6	7	-1
大宝西保育園	保育短・標準時間課程		10	16	14	19	20	79	82	-3
	クラス数		1	1	1	1	1	5	5	0
治田幼稚園	教育標準時間課程				53	43	61	157	157	0
	クラス数				2	2	2	6	6	0
大宝こども園	保育短時間課程				4	5	6	15	7	8
	教育標準時間課程				41	43	38	122	126	-4
	クラス数				3	2	2	7	6	1
大宝西幼稚園	教育標準時間課程				25	14	23	62	55	7
	クラス数				1	1	1	3	3	0
グランマの家保育園	保育短・標準時間課程	3	18	16	16	16	17	86	80	6
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま保育園	保育短・標準時間課程	5	15	18	25	25	25	113	114	-1
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだまふれんど保育園	保育短・標準時間課程	9	20	23	25	25	25	127	129	-2
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
こだま乳児保育園	保育短・標準時間課程	6	8	9				23	22	1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
治田西カナリヤ第三保育園	保育短・標準時間課程	1	15	13	15	14	13	71	68	3
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
大宝カナリヤ保育園 (こども園)	保育短・標準時間課程	4	20	20	20	24	29	117	124	-7
	教育標準時間課程				6	4	3	13	9	4
	クラス数	1	1	1	2	1	1	7	6	1
栗東くじら保育園	保育短・標準時間課程	6	18	18	28	28	25	123	124	-1
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
栗東くじら小規模保育園	保育短・標準時間課程	3	8	7				18	18	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
治田くじら小規模保育園	保育短・標準時間課程	3	8	8				19	19	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
HOPPA栗東下鉤	保育短・標準時間課程	4	19	20	25	25	25	118	111	7
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
HOPPA栗東駅前園	保育短・標準時間課程	2	9	9				20	21	-1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ももか保育園	保育短・標準時間課程	4	7	7	17	17	17	69	66	3
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
しもまがりゆずのき保育園	保育短・標準時間課程	6	21	22	22	24	23	118	120	-2
	クラス数	1	1	1	1	1	1	6	6	0
なないろ保育園	保育短・標準時間課程	1	8	6				15	15	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～たかの～	保育短・標準時間課程	4	9	8				21	18	3
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ばれっと園～おがき～	保育短・標準時間課程	1	10	8				19	19	0
	クラス数	1	1	1				3	3	0
ニチキッズ栗東中沢保育園	保育短・標準時間課程	3	7	7				17	16	1
	クラス数	1	1	1				3	3	0
家庭的保育の家「ふわり」	保育短・標準時間課程		1	3				4	4	0
	クラス数		1	1				2	2	0
総合計(クラス数)	保育短・標準時間課程	16	23	23	15	15	15	107	116	-9
	教育標準時間課程				7	6	7	20	25	-5
	こども園	3	3	3	11	7	7	34	21	13
	計	19	26	26	33	28	29	161	162	-1

保育園児 合計		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	前年度4月	増減
	公立	6	91	139	178	205	194	813	795	18
	法人立	65	221	222	193	198	199	1,098	1,088	10
幼稚園児 合計										
	公立				227	211	223	661	704	-43
	法人立				6	4	3	13	9	4